

# ○大阪国際空港の着陸料算定の特例を定める達

(平成 28 年 1 月 20 日 達第 16 号)

最終改正 令和 3 年 3 月 22 日 達第 2 号

大阪国際空港供用規程（以下「供用規程」という。）第 15 条第 2 項(1)㍁に規定する大阪国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

## I 着陸料単価の特例

供用規程第 15 条第 2 項(1)㍅(ii)直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機の着陸料の額は、供用規程第 15 条第 2 項(1)㍅(ii)の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる金額とする。ただし、供用規程第 15 条第 2 項(1)㍁の規定に該当する場合はこの限りではない。

- (1)別表第 1 の左欄に掲げるジェット機（他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うものに限る）については、同表の右欄に掲げる金額とする。
- (2) (1)以外のジェット機（他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに限る）については、供用規程第 15 条第 2 項(1)㍇の規定により計算して得た金額の 6 分の 1 に相当する金額とする。
- (3) その他の航空機（他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに限る）については、供用規程第 15 条第 2 項(1)㍅の規定により計算して得た金額の 8 分の 1（重量が 6 トン以下の航空機にあつては 16 分の 1）に相当する金額とする。

## 附 則

この達は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この達は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。

## 附 則

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この達は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表第1

型 式	金額
ボーイング式777-200	203,018
ボーイング式777-300	278,649
ボーイング式777-300ER	179,100
ボーイング式787-8	116,737
ボーイング式787-9	147,051
ボーイング式767-300	132,037
ボーイング式737-400	71,808
ボーイング式737-500	67,345
ボーイング式737-700	44,130
ボーイング式737-800	65,919
エアバス・インダストリー式A350-900	179,616
エアバス・インダストリー式A321neo	67,487
エアバス・インダストリー式A321	76,433
エアバス・インダストリー式A320neo	51,290
エアバス・インダストリー式A320-200	67,983